

議員提出議案第4号

生駒市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

このことについて、地方自治法第112条第2項及び生駒市議会会議規則第
13条の規定により、上記の議案を提出する。

令和4年6月24日

提出者 白本和久

賛成者 吉波伸治

〃 浜田佳資

〃 惠比須幹夫

〃 山田耕三

〃 改正大祐

〃 上村京子

〃 中尾節子

生駒市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

生駒市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年6月生駒市条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 4 令和5年1月から同年3月までの月数分の政務活動費は、第3条第1項の規定にかかわらず、交付しない。この場合における同条第2項の規定の適用については、同項中「各半期の最初の月に、当該半期に属する」とあるのは、「令和4年10月に、同月から同年12月までの」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。